

【自己点検・評価の結果】

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の大学評価基準に基づく自己点検・評価

領域1 教育研究上の基本組織に関する基準（基準1-1～1-3）		
基準	自己点検の結果	適合・不適合
基準1－1 教育研究上の基本組織が、大学等の目的に照らして適切に構成されていること	<ul style="list-style-type: none">・学士課程として教育学部、経済学部、システム工学部、観光学部、社会インフォマティクス学環を設置している。・大学院課程として教育学研究科、経済学研究科、システム工学研究科、観光学研究科（観光学専攻）、観光学研究科（観光地域マネジメント専攻）を設置している。	適合
基準1－2 教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること	<ul style="list-style-type: none">・大学設置基準、大学院設置基準及び専門職大学院設置基準（以下、大学設置基準等という）において必要とされる人数の教員を配置している。	適合
基準1－3 教育研究活動等を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること	<ul style="list-style-type: none">・国立大学法人和歌山大学組織規則等の学内規程において、組織体制、責任体制を定めているとともに、本学ホームページにおいて役付職員等一覧を公表し、責任者の氏名を明確にしている。・教員組織として人文社会科学系と工学自然科学系を設置しており、教員はいずれかに所属している。・学部及び学環においては教授会、研究科においては研究科会議が適切に活動している。・全学的見地からは、教育研究評議会や大学教務委員会等が適切に活動している。	適合

領域2 内部質保証に関する基準（基準2-1～2-5）		
基準	自己点検の結果	適合・不適合
基準2－1 内部質保証に係る体制が明確に規定されていること	<ul style="list-style-type: none"> ・全学の見地からは、企画・評価委員会（委員長：学長）が内部質保証の中核となる委員会として適切に活動している。 ・教育課程の質保証について、和歌山大学学則や和歌山大学教学アセスメント・ポリシーにおいて、それぞれ教育研究上の基本組織（各学部・学環、研究科）が責任をもつことを定めている。 ・施設及び設備、学生支援並びに学生の受入に関して質保証について、国立大学法人和歌山大学財務・施設委員会規程等の学内規程において、担当組織や責任者等を定めている。 	適合
基準2－2 内部質保証のための手順が明確に規定されていること	<ul style="list-style-type: none"> ・それぞれの教育課程について、和歌山大学教学アセスメント・ポリシーや和歌山大学教学アセスメントプラン等において、確認する手順を定めている。 ・それぞれの教育課程について、和歌山大学教学アセスメント・ポリシーや和歌山大学教学アセスメントプラン等において、領域6の各基準に基づく判断を行うことを定めている。 ・施設及び設備、学生支援、学生の受入に関して行う自己点検・評価の方法について、国立大学法人和歌山大学自己点検及び自己評価における施設及び設備、学生支援、学生受入に関する評価基準等において定めている。 ・関係者（学生、卒業（修了）生、卒業（修了）生の主な雇用者等）から意見を聴取する仕組みについて、国立大学法人和歌山大学自己点検及び自己評価に関する規則や和歌山大学教学アセスメントプラン等において定めている。 ・自己点検・評価や第三者評価、学外者の意見等を踏まえた対応（改善）措置について、国立大学法人和歌山大学自己点検及び自己評価に関する規則等において、検討、立案、提案、実施及び進捗確認の実施主体や手順を定めている。 	適合

基準	自己点検の結果	適合・不適合
基準2－3 内部質保証が有効に機能していること	<ul style="list-style-type: none"> 自己点検・評価や第三者評価、学外者の意見等を踏まえた対応（改善）に取り組むとともに、進捗状況を確認している。 点検に必要な情報として、入学者選抜の状況や各授業科目における到達目標の達成状況、学位取得状況、学生の成長実感・満足度、卒業後の状況（就学率や進学率等）などを体系的、継続的に収集、分析するとともに、令和4年度和歌山大学e-annual report＜ダイジェスト版＞（分析コメント含む）や令和5年度和歌山大学e-annual report＜ダイジェスト版＞等により公表している。 学生や卒業生を含む関係者からの意見について、全学及び各学部等において体系的、継続的に収集、分析するとともに、それらの意見を改善に活用している。 観光学部において、第三者評価として、令和4年度に国連世界観光機関（UN Tourism（旧名称：UNWTO））によるTedQual認証を取得している。 教育学研究科において、第三者評価として、令和5年度に一般財団法人教員養成評価機構による教職大学院認証評価を受審し、適合と認定されている。 	適合
基準2－4 教育研究上の基本組織の新設や変更等重要な見直しを行うにあたり、大学としての適切性等に関する検証が行われる仕組みを有していること	<ul style="list-style-type: none"> 教育研究上の基本組織の新設や変更等重要な見直しについて、国立大学法人和歌山大学教育研究評議会規程等において審議対象であることを定めている。 経済学研究科経済学専攻、社会インフォマティクス学環及び観光学研究科観光地域マネジメント専攻の設置に際しては、学内規程に基づき、教育研究評議会及び企画・評価委員会における審議を実施している。 	適合

基準	自己点検の結果	適合・不適合
基準 2－5 組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること	<ul style="list-style-type: none"> ・教員の採用及び昇格等について、選考基準等を定めているとともに、当該選考基準等に基づき実施している。 ・教員の教育研究活動等に対する評価を継続的に実施するとともに、その評価結果を処遇に反映している。 ・授業の内容及び方法の改善を図るためのファカルティ・ディベロップメント（FD）について、組織的に実施している。 ・教育活動に必要となる教育支援者や指導補助者（教育補助者）を配置するとともに、担当する業務に応じた研修の実施などにより質の維持、向上のための取組を実施している。 	適合

領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準（基準3-1～3-6）		
基準	自己点検の結果	適合・不適合
基準3－1 財務運営が大学等の目的に照らして適切であること	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年度、財務諸表を作成し、会計監査人及び監事による監査を受けている。 ・教育研究活動に必要な予算を配分し、執行している。 	適合
基準3－2 管理運営のための体制が明確に規定され、機能していること	<ul style="list-style-type: none"> ・管理運営のための体制について、国立大学法人和歌山大学役員会規程や国立大学法人和歌山大学経営協議会規程、国立大学法人和歌山大学教育研究評議会規程等の学内規程において定めている。 ・法令遵守や危機管理について、関連規程及び体制を整備し、取り組んでいる。 	適合
基準3－3 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること	<ul style="list-style-type: none"> ・管理運営を円滑に行うための事務組織を適切に整備している。 	適合
基準3－4 教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者の間の連携体制が確保され、能力を向上させる取組が実施されていること	<ul style="list-style-type: none"> ・教員と事務職員等の必要な連携体制を適切に整備している。 ・管理運営に従事する教職員の能力の質の向上のためのスタッフ・ディベロップメント（SD）について、組織的に実施している。 	適合
基準3－5 財務及び管理運営に関する内部統制及び監査の体制が機能していること	<ul style="list-style-type: none"> ・独立性を担保された監事による内部監査が実施されている。 ・会計監査人による監査が実施されている。 ・監事と会計監査人の情報共有のための意見交換が行われている。 ・監事と役員との情報共有が役員連絡会において行われている。 	適合
基準3－6 大学の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること	<ul style="list-style-type: none"> ・法令に基づき、教育情報や財務諸表等、自己点検・評価の結果などを大学ウェブサイトにおいて公表している。 	適合

領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準（基準4-1～4-2）		
基準	自己点検の結果	適合・不適合
基準4－1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること	<ul style="list-style-type: none"> ・大学設置基準において定められている、校地面積及び校舎面積に係る基準面積を満たしている。 ・教員研究室や、講義室等の教育等施設、図書館及び図書資料等及び体育館を適切に整備している。 ・大学設置基準において、教員養成学部を有する場合は必要とされている附属学校を整備している。 ・施設・設備等の耐震化、バリアフリー化等について、適切に実施している。 ・教育研究活動に必要となるICT環境として、インターネット接続環境やコンピュータ端末、遠隔教育用設備等の整備を行っている。 ・図書館において、図書及び学術雑誌（電子ジャーナルを含む）等の資料を整備しており、教育研究活動に利用可能となっている。 ・自主的学習環境について、テーブルや椅子、プロジェクタ等が設置されている全学共有の学修スペースや、機械加工機器等が設置されているクリエルームなどのスペースを整備している。 	適合

基準	自己点検の結果	適合・不適合
<p>基準4－2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学生の生活、健康、就職等進路に関する相談や各種ハラスメント等に関する相談について、総合相談窓口を設けるとともに、総合相談窓口が相談内容に応じ、学生支援課やキャンパスライフ・健康支援センター、キャリア教育・支援部門などの各支援組織と連携し、対応する体制を構築している。 ・学生の部活動等の課外活動について、施設設備の整備、運営資金の支援、備品貸与により支援を行っている。 ・留学生の支援について、危機管理マニュアルの作成やオリエンテーションの実施、留学生用借上宿舎の整備等により取り組んでいる。 ・障害のある学生等への支援について、和歌山大学における障害のある学生への支援の基本的な方針及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する和歌山大学教職員対応要領を定め、キャンパスライフ・健康支援センターが中心に取り組んでいる。 ・学生への経済的支援について、入學料及び授業料の免除のほか、本学独自の制度として博士後期課程支援奨学金制度を設けている。また、寄宿舎を整備している。 	適合

基準	自己点検の結果	適合・不適合
	<p>【優れた成果が確認できる取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学が全学生の保険料を負担し、学生教育研究災害傷害保険（学研災）に一括加入している。 ・タウンミーティングの参加機関は、初めて開催した平成30年度は10機関であったが、回を重ねるごとに増加し、令和5年度は27機関に増加した。また、特にここ数年は、地元企業への働きかけに力をいれており、令和3年度は9機関、令和4年度は13機関、令和5年度は6機関の新規参加があり、地域における学生の就労支援ネットワークが拡大している。 ・キャンパスライフ・健康支援センターとキャリアセンターの連携により、発達・精神障害のある学生が障害特性やコミュニケーションに関するサポートを受けつつ、低年次から職業体験ができるインターンシップを令和4年度に地域のIT企業2事業所において開始し、初年度は2名、令和5年度は7名と学生の参加が増加している。 ・本学独自の経済支援制度を構築している。 ・経済的に困窮する学生への教科書等購入費用支援を行っている。 	

領域5 学生の受入に関する基準（基準5-1～5-3）		
基準	自己点検の結果	適合・不適合
基準5－1 学生受入方針が明確に定められていること	・教育課程ごとの求める学生像及び入学者選抜の基本方針を定めている。	適合
基準5－2 学生の受入が適切に実施されていること	・学生受入方針に沿った多様な入学選抜方法を実施している。 ・入学者選抜の実施に際しては実施要項や面接要領等を作成し、適切に実施している。 ・学生の受入状況の検証について、教学入試戦略推進本部や教学マネジメント委員会等において取り組んでいる。	適合
基準5－3 実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること	・学生募集を行う組織単位ごとの過去5年間の学生受入実績について、実入学者数が、入学定員を大幅に超える、または大幅に下回る状況にはなっていない（学生募集を停止している組織を除く）。	適合

領域6 教育課程と学習成果に関する基準（基準6-1～6-8）		
基準	自己点検の結果	適合・不適合
基準6－1 学位授与方針が具体的かつ明確であること	<ul style="list-style-type: none"> ・全学の学位授与方針及び学部、学環、研究科等ごとの学位授与方針において、学生が卒業（修了）時に身に付けているべき能力を具体的かつ明確に定めている。 	適合
基準6－2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること	<ul style="list-style-type: none"> ・全学の教育課程方針及び学部、学環、研究科等ごとの教育課程方針において、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に定めている。 ・大学院課程においては、教育課程方針において、学位論文または修了報告書に係る評価の方針も定めている。 ・学位授与方針と整合的である教育課程方針を全学及び学部、学環、研究科等ごとに定めている。 	適合
基準6－3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること	<ul style="list-style-type: none"> ・学位授与方針及び教育課程方針に則して、教養教育科目、連携展開科目及び専門教育科目を体系的に組み合わせた教育課程を編成している。 ・シラバスにおいて、各授業科目と学位授与方針との関連を示している。 ・他大学等における学習に係る単位認定について、和歌山大学学則等において定めている。 ・各研究科（専門職学位課程を除く）の研究科規則等において、研究指導及び学位論文指導の体制や指導方法等を定めている。 ・教育学研究科（専門職大学院）において、和歌山大学教職大学院運営協議会（教育委員会等の学外者も参画）を整備し、教育課程の編成・実施等について審議を行っている。 ・観光研究科観光地域マネジメント専攻（専門職大学院）において、和歌山大学大学院観光学研究科専門職学位課程連携協議会（産業界等の学外者も参画）を整備し、教育課程の編成・実施等について審議を行っている。 	適合

基準	自己点検の結果	適合・不適合
<p>基準 6－4</p> <p>学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・1年間の授業を行う期間は、大学設置基準等において必要とされている35週を確保している。 ・1年間の学期を前期・後期に区分するとともに、各学期をさらに2つの期間（クォーター制）に区分し、授業を実施している。 ・シラバスにおいて、授業科目名や担当教員名、授業の概要・ねらい、到達目標等を学生に示している。 ・大学院においては、研究指導（学位論文に係る指導）に相当する授業科目は配置しておらず、修了要件の必要単位数と研究指導は明確に区分されている。 ・教育研究上の基本組織ごとに、教育上主要と認める授業科目を定めているとともに、当該授業科目は、原則として専任の教授または准教授が担当している。 ・教育学研究科（専門職大学院）及び観光研究科観光地域マネジメント専攻（専門職大学院）においては、学修時間を確保するために、専門職大学院設置基準第11条において必要とされている履修科目登録上限を定めている（CAP制）。 ・教育学研究科や経済学研究科等において、社会人学生等への配慮として、夜間や通常とは異なる期間に授業を実施している。 ・教育学研究科（専門職大学院）において、実習等に際し必要な連携協力を行う小学校等を確保している。 	<p>適合</p>

基準	自己点検の結果	適合・不適合
<p>基準 6－5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学修ポートフォリオ（学生自身が、学期の目標・計画、また学修過程の記録や自己評価、振り返りを記録し、これに対して教員からコメント入力や履修指導を行う仕組み）の整備やガイダンスの実施等、学生のニーズに対応する履修指導に取り組んでいる。 ・オフィスアワー（学生が、学習や生活面に関する問題などについて教員に相談できる時間帯）の設定や学生相談室の整備等、学生のニーズに対応する学習相談に取り組んでいる。 ・インターンシップの実施やキャリア関連科目の開設、ボランティア活動の実施等、社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施している。 ・障害のある学生について、キャンパスライフ・健康支援センター（専門スタッフを配置）が中心となり支援する仕組みを構築している。また、留学生について、外国人留学生チューター制度として、留学生が日本人学生による指導・助言を受けられる仕組みを構築している。 	適合
<p>基準 6－6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・成績評価について、和歌山大学成績評価及び単位修得並びにGPA制度に関する規程において成績評価の基本方針等を定めるとともに、各授業科目のシラバスにおいて成績評価の方法・基準を示している。 ・授業科目ごとの成績評価分布の調査により、授業内容の水準や授業方法、成績評価の適正化等に取り組んでいる。 ・成績に対する異議申立てについて、成績開示及び成績評価の異議申立てに関する要項により、期間や受付窓口、受付後の手続等を定めている。 	適合

基準	自己点検の結果	適合・不適合
基準 6－7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業（修了）判定が実施されていること	<ul style="list-style-type: none"> 卒業（修了）要件について、和歌山大学学則や和歌山大学学位規程、各学部規則、各研究科規則等において、標準修業年限や必要単位数等を定めるとともに、大学ウェブサイト等により学生に周知している。 卒業（修了）判定について、和歌山大学学則や和歌山大学学位規程、各学部規則、各研究科規則等において、学部等教授会または研究科会議の審議を経て、学長が行うことを定めている。 各研究科（専門職学位課程を除く）の学位論文について、和歌山大学学則や和歌山大学学位規程、各研究科規則等において、審査手続や評価基準を定めている。 	適合
基準 6－8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること	<ul style="list-style-type: none"> 過去 5 年間の標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限 × 1.5」年内の卒業（修了）率は、概ね適切な数値となっている。なお、教育研究上の組織の一部の当該比率が低い状況であるが、改善に取り組んでいる。 過去 5 年間の就職及び進学の状況は、適切な状況となっている。 卒業（修了）時アンケートを分析した結果、学位授与方針において定めた資質・能力等が身に付いたという回答を相当数確認できている。 卒業（修了）後一定期間経過後に行った、卒業（修了）生アンケートを分析した結果、学位授与方針において定めた資質・能力等が身に付いたという回答を相当数確認できている。 就職先企業等アンケートを分析した結果、卒業（修了）生に学位授与方針において定めた資質・能力等が身に付いているという回答を相当数確認できている。 	適合

第4期中期目標・中期計画（地域社会との連携、国際交流、研究活動）に関する自己点検・評価

※令和4、5年度実施状況について自己点検・評価を行った。評価は次の4段階。

- IV・・・取組予定を上回って実施している
- III・・・取組予定を十分に実施している
- II・・・取組予定を十分には実施していない
- I・・・取組予定を実施していない

（新型コロナウイルス感染症の影響等、やむを得ない理由により取組予定を実施できなかつたが、代替措置等を行つた場合はIIIとしている。）

地域社会との連携			
評価指標	令和4年度 自己評価	令和5年度 自己評価	定量的評価指標実績
【1-1-1】自治体、企業及び経済団体との連携・協力協定を30件締結する。（第4期中期目標期間中 合計）	III	IV	令和4年度 4件 令和5年度 10件 計 14件
【1-1-2】自治体協定等に基づき、地域と共に創して地域課題解決に取り組む「社会実装教育研究プロジェクト」（試行的な取組を含む）を30件以上実施する。（第4期中期目標期間中 合計）	III	III	令和4年度 5件 令和5年度 5件 計 10件
【1-1-3】自治体や企業等と共に創した地域を志向する科目群を設け、毎年度2科目新設する。	III	IV	令和4年度 2科目 令和5年度 3科目 計 5科目
【1-1-4】自治体、企業等から派遣され、地域課題の解決に共に取り組む価値共創研究員を毎年度3人受け入れる。	III	III	令和4年度 3人 令和5年度 3人 計 6人

国際交流			
評価指標	令和4年度 自己評価	令和5年度 自己評価	定量的評価指標実績
【7-1-1】新規に大学間交流協定を20大学と締結する。（第4期中期目標期間中合計）	IV	IV	令和4年度 9大学 令和5年度 9大学 計 18大学
【7-1-2】ICTを活用した共同講座を新たに6件開発し、実施する。（第4期中期目標期間中 合計）	III	IV	令和4年度 1件 令和5年度 2件 計 3件
【7-1-3】留学生OB・OGのネットワークを6拠点整備する。（第4期中期目標期間中 合計）	III	III	令和4年度 1拠点 令和5年度 2拠点 計 3拠点
【7-1-4】留学生OB・OGと連携した留学説明会を世界6か所で実施する。（第4期中期目標期間中 合計）	III	III	令和4年度 1か所 令和5年度 1か所 計 2か所
【7-2-1】地域と連携した短期交流型プログラムを毎年度実施し、第4期中期目標期間中の参加者として延べ120名を目指す。	III	II	【プログラム実施】 令和4年度 0回 令和5年度 2回 計 2回 【参加者数】 令和4年度 0名 令和5年度 18名 計 18名

研究活動			
評価指標	令和4年度 自己評価	令和5年度 自己評価	定量的評価指標実績
【9-1-1】ニーズドリブン型の研究プロジェクトを3件構築する。（第4期中期目標期間中 合計）	III	III	令和4年度 1件 令和5年度 1件 (継続分) 計 1件
【9-1-2】共同研究・受託研究等を550件以上実施する。（第4期中期目標期間中 合計）	III	II	令和4年度 85件 令和5年度 75件 計 160件
【9-1-3】和歌山大学からの起業数を6件以上とする。（第4期中期目標期間中 合計）	III	IV	令和4年度 1件 令和5年度 5件 計 6件